

羽田博樹税理士事務所通信



(はたひろき)

平成27年10月号 vol.12



先月号で、月間走行距離200キロ達成の報告をし、9月は福岡マラソンに向けての更なる走り込みを決意していたのですが、9月早々に大濠公園内のちょっとした事故で肉離れ(;▽;)

シルバーウィーク中も全く走れないまま、秋のレースシーズンに突入です。

10月の初めには、仲間を連れて、我が故郷信州にマラソンツアーに行ってきます。その報告は次回いたします!(^)!)



”走る税理士”が教える今月の税務・会計・法務マメ知識

先日、知り合いから、「うちのマンションに税務署から調査のお尋ねが来たのですが、マンション管理組合も税金を払わなくてはいけないの？」という質問がありました。ここ数年、税務署が無申告のマンション管理組合にターゲットを絞り、税務調査に入っているようです。

”マンション管理組合も税金を払わなくてはいけないケースがあるのでご注意を！”

法人税法の世界では、マンション管理組合は「人格のない社団等」に、管理組合法人は「みなし公益法人等」に該当し、次のような事業(収益事業)をしている場合には、法人税を納税する義務があります。あなたのマンションは大丈夫ですか？

- ・駐車場などの空き区間を組合員以外の外部の人に貸している場合
 - ・マンションの中に、ゲストルームなどがあり、外部の人が利用することができ、利用料を徴収している場合
 - ・マンションの屋上に携帯電話基地局を設置しており、場所の使用料をもらっている場合
 - ・マンションの敷地に電力会社の電柱が設置しており、場所の使用料をもらっている場合
 - ・マンションにコインランドリーなどが設置しており、利用者から利用料を徴収している場合
- ※駐車場収入が、課税対象になるかどうかについては、細かい取扱いがございますので、税理士にお問い合わせ下さい。

「今月の本の紹介」

黒字経営のシナリオ
(税理士 齋藤 保幸 著・TKC出版)

”社長は数字に強くなければなりません”とは、よく言われますが、難しい経営分析の本を読んで、難解な指標を駆使する必要などないと思います。

本書は、会社を黒字経営とするために、どう会計と付き合いつついったらよいかを簡単に分かりやすく解説しています。業績管理体制の構築の仕方、決算書の信用力を高めるとはどういったことなのかなど、経営に役立つ会計の話が詰まった一冊です。

「旬のレシピ」

”きのこのソテー”

- ・きのこ色々600g(シメジ・椎茸・マッシュルーム・エリンギなど)
- 食べやすい大きさに手で裂く
- ・にんにく 2かけ→たたく
- ・とうがらし1本、オリーブオイル150ml
- ・塩、コショウ適量、しょうゆ大1、ローリエ3枚

- ①鍋にオリーブオイルを熱し、にんにく、とうがらしを入れ香りを出す。
- ②きのこを入れ強めの中火で炒める。
- ③きのこに火が通ったら、ローリエを入れ、塩・こしょうで味を調える。
- ④さらに炒め、仕上げに鍋肌にしょうゆをたらす。

※バケットに載せたり、パスタソースにしても美味しいです！

【調理師ハタモン】

(連絡先)

TEL 092-791-4296

E-MAIL hata-tax@tkcnf.or.jp

FAX 092-791-4298

〒810-0074 福岡市中央区大手門3-5-10第2井原ビル301号 羽田博樹税理士事務所